

開会 午後 3時37分

○委員長（西下敦基君） それでは、引き続きまして続行させていただきます。

続きまして、「議案第83号 菊川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

それでは質疑を行います。質疑のある委員は挙手にてお願いしますということで、1つ目から、須藤委員をお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

特定乳児の定義についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子ども政策課長（堀川訓子君） 子ども政策課長でございます。

子ども・子育て支援法第54条の3において、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市長の確認を受けた者を「特定乳児等通園支援事業者」ということが定義されておりますが、特定乳児という言葉での定義はございませんので、「特定」というところは、市町村が乳児等支援給付費を支給するところが「特定」ということになるので、「乳児等通園支援事業」までに「特定」という言葉がかかるような形になります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

特定乳児ってそしたら一体、どういう……。どのようなことでしょうか。

○委員長（西下敦基君） この制度で支給されるのが「特定」で、その乳児ということで、制度の呼び方、この中の呼び方でいいですよ。はい、5番。

○5番（奥野寿夫君） 「特定乳児等通園支援事業」までが一つの単語ということですよ。

○子ども政策課長（堀川訓子君） そうですね。

〔「そういうこと」と呼ぶ者あり〕

○5番（奥野寿夫君） 「特定乳児」という、そこで切るんじゃないかと。

○14番（小林博文君） 乳児じゃなくて、支援事業が「特定」だってことですね。

○9番（須藤有紀君） 事業が「特定」、なるほど。分かりました。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、理解していただいて。すいません、2番目のところの須藤

委員も、一応質問してもらっていいですか。

○9番（須藤有紀君） 一応、はい。そしたら、すいません、9番 須藤です。

乳児等支援給付認定保護者というのもまたその後段に出てくると思うんですけど、この定義もお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

子ども・子育て支援法第30条の15第1項において、乳児等通園支援事業の対象となる子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、市に対してその資格を有することについての認定を申請し、認定を受けなければならないとされ、同条第3項において、この認定を受けた子どもの保護者を「乳児等支援給付認定保護者」と定義されております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「はてなはてな」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度が位置づけられます。全ての対象となる子どもの保護者に、乳児等のための支援給付を受ける権利が生じます。申請があった場合、審査の上、市は認定する必要がございますので、認定された保護者を「乳児等支援給付認定保護者」といいます。

〔「よく分かった」と呼ぶ者あり〕

○9番（須藤有紀君） 分かりました。何となく分かりました。

〔「資格がある保護者という」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） いいですか。認定された保護者ということで。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） ほかいいいですか、関連。

○9番（須藤有紀君） はい。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、すいません、3問目を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

第4条、面談、標準化された様式はあるのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

面談について、標準化された様式はまだ示されておりませんが、面談の実施に当たっては、国のこども誰でも通園制度の実施に関する手引において、面談時の説明及び確認内容の例として、施設の方針や実施内容、個人情報取り扱い、必要な持ち物や利用に当たってのルール、体調不良時の対応、災害発生時の避難先等、家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況、子育ての方針や大切にしていること、子どもの好きなこと・苦手なことなどの把握、家族の状況、利用料、キャンセルポリシー等が示されておりますので、これらの伝達や聞き取りを行います。

今後、事業を開始する民間園があれば、令和8年4月から事業を行う小笠北認定こども園の様式を参考としていただけるような取組も考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

これは全部保護者に何か記入をしていただいた上で、そのシートを見ながらの面談ということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） リフレッシュのときもそうなんですけど、面談時にこの辺のことの必要事項を聞きながら、こちらから聞き取りをしようと考えております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） ありません。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、4番目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

第4条第1項、オンラインによる面談も可能としていますが、適切な保育を提供するために必要な情報が把握できるのかちょっと心配です。また、基本的に同一の施設（園）での定期利用が望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

基本は対面が望ましいと考えますが、様々な事情を抱えた方もいらっしゃいますので、オンラインによる面談も一つの手段として確立する必要があると思います。

オンラインによる面談を実施する場合には、画面で子どもの様子を併せて確認できる形で実施することを基本とするとともに、一定の時間を確保して、丁寧に説明と確認を行う等の対応をしていきます。

同じ施設で継続して利用することが望ましいと考える保護者もいれば、一方で、多くの保育士や子どもたちと関わりを持たせたい、将来的に入園する際の参考としたいなどの理由から、様々な施設を利用したいという保護者もいると考えられますので、同一施設での定期利用が望ましいかどうかは保護者が判断するものと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですが、オンラインによる面談というのは、例えばスマホとかそういうものもあるのか。ちょっと今回は本当に、コンビニじゃないですけども、簡単に申込みができて短時間でというのは非常にちょっと心配なんですけども、その点がどうかというのと、まずそれです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○委員長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

ちょっとオンラインのやり方につきましては今後検討が必要ですので、市のほうでどのようなものを使って、相手方にも何を使っていただくというのはまだはっきりとは決めてはおりませんが、何らかの形では検討してまいります。

今、議員がおっしゃるように、手軽に申込みができるのではないかとということですが、システムを使いまして、今よりは来庁されなくてもとか家庭でもということではできると思いますが、面談につきましては、やはりちょっといろんなことを注意しながら情報等を把握しなければなりませんので、オンラインにしましても対面にしましてもある程度のご事情聞き取りを行って、子どもさんが生活しやすいようには対応できるようにしていきたいと思えます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

さっきも、子どもは、保育士さんはプロだから慣れるよという話もあったんですけども、それにしてもあっちの園とこっちの園と違ってあっちこっち移動するよりも、本当は子どもの特徴とかも把握できるので同じ園のほうが望ましいようにも思うんですけども、どうでし

ようか。

○委員長（西下敦基君） 先ほど保護者次第かなという話があったんで、それ以上の答弁があるようでしたら。答弁を求めます。松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） 本来は、先ほど課長が言ったように、保護者の方の意向で決めるべきなんですけど、私たち保育士って子どもをやっぱり多面的に見る必要があるんで、私たちはこの子の育ちをこういうふうに見てこういうふうには援助をした、でもじゃあ違う園に行ったらその子どもを違う見方をしてくれてという、デメリットばかりではなくて、子どもをいろんな面から見ていただくという意味ではいろんな方に見ていただくというのがメリットはあるんじゃないかなと、保育士の立場として考えます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、5番目のところ、松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

第5条、正当な理由のない提供拒否の禁止とは、想定される内容を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

利用定員に空きがあり、受入れが可能な状態であるのに申込みを拒否するといったことや、あとは申込みを受けた子どもによって許可したり拒否するという区別をつけるということが想定されます。実際これがあるかどうか分かりませんが、このようなことがないようにということで条例のほうではうたっております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） ありません。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

これ、障害の有無によっても拒否は禁止になるんでしょうか。例えば視力に不安があるお子さんの入園をうちの園では安全にお預かりできないからというときの拒否とかちょっと想定されるかなとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子ども政策課長（堀川訓子君） 子ども政策課長です。

この後ちょっとまたお話をさせていただきますけれども、医療的ケア児とか障害児というところでまたお答えさせてもらいますが、園のほうでそのための対応が十分にできないというときに、市のほうに相談をしていただくというようなマニュアルにも書かれておりますので、どうしても園のほうで看護師がいないとか対応する職員がいないという場合には市へ相談ということで、拒否というよりもその前の段階でお話を、相談を受けた形で、どうにか対応できるようにということでまたこちらのほう、お預かりができるようなことを考えていきたいと思っております。

○委員長（西下敦基君） ほかに質問ありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すいません、6番目のところ、奥野委員お願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

第5条、同じところですが、市民以外も受け入れるのか、里帰り出産など広域利用は限定的にすべきと思うけれども、どうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子ども政策課長（堀川訓子君） 子ども政策課長です。

乳児等通園支援事業は、市町村の区域を超えた利用が可能な仕組みではありますが、今年度、令和7年度は、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業でありますので、自治体間で協定を結ぶなどの調整が行われていることを前提として広域利用が可能となっております。

令和8年度からは、地域子ども子育て支援事業ではなく、子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度となりますので、他の市町村に居住する者の利用を認めないとする取扱いを行う権限は市町村にはありませんので、広域利用を限定することはできません。

ただし、市民が適切に制度を利用できるよう、優先予約枠の設定等の対応について、市町村が事業者に対して求めることは可能となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

確認ですけれども、じゃあ市をまたがった利用がこれからできると。こういうふうに、広域

利用は限定するという事は今の話だと、確認になりますけども、もうそれはできないということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

市でそれを限定するような権限がないものですから、市で線を引いてしまうということはいけません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すいません、7番目も奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） はい。今ちょっと出ましたけど、障害児、医療的ケアの必要な子どもの受入れと職員の加配はあるのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

本制度は全ての子どもの育ちを支援することを目的としていることから、障害の有無等にかかわらず、誰でも通園できる体制整備を行うことが求められております。小笠北認定こども園には看護師もおりますので、障害のある子ども、医療的ケア児、言語面・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童など、特別な支援が必要となる子どもや家庭の受入れを行ってまいります。民間保育所等において対応が困難な場合は、市に報告していただき、対応について検討させていただきます。

特別な支援が必要となる子どもや家庭の受入れの際には、面談において丁寧な聞き取りを行い、必要に応じてほかの利用者との調整を行う、職員を加配するなど、万全な体制で受入れを行うことが必要と考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すいません、8番目のところで、私からで、第12条、支払いについて、法定代理受領を受けないときの規定があるが、どのような場合を想定されて

いるのかお伺いします。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

法定代理受領とは、給付制度において、本来事業に係る費用を国、県、市が利用者に支払う個人給付を確実に事業に要する費用に充てるため、市から事業者に対して直接支払いを行う仕組みのことをいいます。この給付を受けることができる特定乳児等通園支援事業所は、本条例の基準に適合していると確認された施設となります。

法定代理受領を受けない場合については、乳児等通園支援事業者が給付を受ける施設として確認を受けない申出を市にした場合が考えられます。現在はこのような施設は特定教育・保育施設の中においてもございません。

○委員長（西下敦基君） はい。ほぼほぼそういったことは市内ではないということによろしいですね。はい、分かりました。

関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、すいません、その次に、9番目を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

第28条、苦情を受け付けるための窓口の設置とあるが、どこに設置するのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

保育所等には苦情解決マニュアルが整備されており、苦情解決責任者や受付担当者等の専任、ご意見箱やホームページ等による苦情の受付体制の整備、保護者への周知がされていますので、これに乳児等通園支援事業についても加えていただく形となると考えております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

では、園にということですよ。子どもを預ける園に苦情を受け付けるための窓口があるということで、なかなか言いづらいというところもあるので、第三機関に設けるとかかっていうほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○3番（松永晴香君） 分かりますか。言ってることが。

○5番（奥野寿夫君） 市とかね。

○3番（松永晴香君） うん。

○委員長（西下敦基君） 松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） 基本この苦情処理というのは各園に設置してあるんですけど、今、県のほうにも電話できるサービスがあるので、そこも受付をしていただけるので、なかなか園に、今言うように言いにくいことに関しては県のほうにという方法もあるかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） すいません、これあったときにやらなきゃいけないことじゃないですよ、今までやってることですもんね。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） あ、そうです。はい。

○委員長（西下敦基君） ということですね。はい、分かりました。関連質疑、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですけど、これは確認するのは市のほうで確認するんですよね。この事業所であるということは。市のほうではそういう受付はしないんですか。

○委員長（西下敦基君） 苦情の件ですか。

○5番（奥野寿夫君） 苦情の件です。はい、苦情です。

○委員長（西下敦基君） 苦情の件で市では受け付けない、県のほうでという話があったので、市のほうに相談をしたら……

○5番（奥野寿夫君） この特定施設の確認って市の市長がやるんですよね、そうじゃないですか。

〔「施設の確認は市」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 苦情窓口の設置は各事業所のほうで設置しなければならないという条例なので、まず各園等に窓口が設置されます。市のほうのこども政策課においても、ご意見箱というようなポストが今現在ございますので、もし今言ったように園のほうに出しにくいということであれば市にも出していただければ結構ですし、県のほうに出していただくこともございますが、この確認基準の条例としましては、事業所のほうにまず設置しなければならないということで、今、園のほうに設置しますよということになります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、10番目を松永委員お願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

市内統一のマニュアルはあるか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

乳児等通園支援事業の具体的な内容については、今後実施要綱等を定めてまいりますけれども、既にこども家庭庁が示している手引あるいはQ&Aもありますので、これらを活用して事業を進めてまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、11番も私からです。先ほど聞いた、同じですけど、条例の制定に当たり、市内保育園の聞き取りなどを行っているのか。また、近隣市の状況について把握はされているのか伺います。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

議案第82号と同様に、本条例につきましても国の基準に基づく内容となることから、保育所等への聞き取りは行っておりませんが、必要な情報の提供の機会は設けております。

それから、近隣市におきましては、2月議会に提出する、経過措置を適用し来年度末までに条例を制定するなど、様々な対応となると伺っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からはいいです。

関連質問ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、12番目のところで私から、条例を制定することで、上記質疑以外のところで受入れ事業者が新たに対応すべきものは何かあるのか伺います。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

乳児等通園支援事業を実施するに当たり、給付を受けるためには本条例の基準を満たしている必要がありますので、基準を満たすよう準備を整えていただいた上で、確認、申請をしていただく必要があります。新たに対応すべきものについては、先ほどの議案第82号の審査の際に答えたように、システムの利用準備等がございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。同じということで。私からは以上です。

関連質問ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、最後のところを。条例の内容に対して違反のあった場合の規定はどのようになっているのかをお伺いします。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項第3号に基づきまして、確認の取消し等を行うこととなります。市が監査を行い、基準を満たしていない事項が明らかとなった場合、勧告、命令を行い、これに従わない場合、確認の取消し、または期間を定めて確認の効力を停止する流れとなります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） すいません。さっき54条って言ったの何の54条になるのか。この条例34条しかない……

○こども政策課長（堀川訓子君） 子ども・子育て支援法です。

○委員長（西下敦基君） 法律のほうの。

○こども政策課長（堀川訓子君） はい。

○委員長（西下敦基君） 条例じゃなくてというんですね。

○こども政策課長（堀川訓子君） そうです。はい。

○委員長（西下敦基君） はい。分かりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、全体であれば。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、自由討議にいきます。13番。

○13番（織部光男君） 先ほどオンライン面談とかありましたけども、これを利用する場合

には何日前という、要するに予約ですよ。予約が必要なんですよ、これ。当日行っ
てすぐというわけにいかないんでしょうけど、その辺はもう決めているんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

その辺の運用につきまして、今から実施要綱等定めさせていただきますので、その中で検
討させていただいて、具体的な日にち等決めてまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） それであと一点ですけどね。非常に我々委員の中でも分からない点
が多いと思うんです。これを一般市民、保護者の方に理解していただくための広報の仕方
どのように考えてらっしゃいますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

広く皆さんには使っていただきたいと思いますので、お話をさせていただいて、条例のほ
うを認めていただいた後には、まずホームページ、SNS等では周知してまいります。

また、国のほうもはっきり、今、料金のほうですね、分からないところもありますので、
分かっている情報から徐々に出させていただいて、4月の事業が始まる前までには具体的に
このようなことが必要ですということでお示しをさせていただきたいと思っております。

○委員長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） いろんな方法を考えられると思うんですけどもね、やっぱり妊娠し
て出産前のいろいろな教育があるじゃないですか。ああいう中で、私は具体的にこういうこ
とを教えてってやればいいのかと思いますので、まあひとつ考えてみてください。

○委員長（西下敦基君） ご要望ということですね。

○13番（織部光男君） はい。

○委員長（西下敦基君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、質疑は出尽くしたということで、質疑なしと認め、質疑
を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

[執行部退席]

○委員長（西下敦基君） それでは、ただいま議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上の発言をお願いいたします。14番。

○14番（小林博文君） 織部議員のあったとおり、ちょっとすごく制度がしっかり確立してない中で条例つくると思うんでなかなか難しいんですけど、あるとおりですね、制度を利用される方に分かりやすくというのが第一だと思いますので、内容としては前の条例と併せて理解、ほぼできたかなと思います。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方はお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 奥野です。

この条例は特定施設ということで、多分市が確認する民間事業者についての条例だと思いますが、非常に、特に民間事業者について、何人子どもが来るか分からない、対応できるか分からないという、非常に不安な中での制度のスタートだと思いますので、そういうところで慎重に対応していただきたいですし、さっき言った、この制度については、市町村をまたいでやれるけれど、それについては拒否できないというのはね、ちょっと、なかなか大変だなということのを思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） ちょっと自分からは、ちょっとまた預ける方策が増えたということで、保護者としては多少やっぱし選択肢が増えたかなと思いますね。そのための条例だと思いますので、特に他市も見ても特殊なことはないということですので、この条例に対しては特に問題ないかなと私は思いました。

あと、北から始めるということなんで、そこって今南部にあるので、北側とかやっぱしバランスを取って受け入れるようにちょっとまたちゃんと整理をしていただければなと思いました。

以上です。

ほかに。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） 飛び込みで預けられるところがどの程度あるのかなというのが非常にあれで、どうなんでしょうね。それを取り組んだことによって後々の子どもさんの自園への確保みたいな形につながるということもあるんでしょうし、そこら辺をにらみながらの話のかなと思うんですけども。実際にどうなんでしょう、北こども園よりほかにどのぐらいこれに取り組んでいただけるかという。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。13番。

○13番（織部光男君） 私は、この条例の下につくられる運営とか細かいこと、そちらのほう的重要だと思いますので、そちらのほうについても我々議員のほうにはちょっと連絡をもらいたいなど、そんなふうに思います。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、採決に移らせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 「議案第83号 菊川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査を終わります。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で、本日予定していました全ての審議が終わりました。お疲れさまでした。

最後に須藤委員、挨拶をお願いします。

○9番（須藤有紀君） ご審議、本当にありがとうございました。

以上で終わります。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○事務局（横山 君） 互礼をもって終了いたします。ご起立ください。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4時04分

